



消費者教育教材 「社会への扉」の 徳島県における活用事例集



平成30年 6月

はじめに

P.1～2

事例1～20 「社会への扉」を活用した各授業の内容は、こちら

- P.3～13 : 【事例1～10】 家庭科で活用した事例
P.14～16 : 【事例11～13】 公民科で活用した事例
P.17 : 【事例14】 総合的な学習の時間で活用した事例
P.18～19 : 【事例15～16】 ホームルーム活動で活用した事例
P.20 : 【事例17】 外部講師による出前授業で活用した事例
P.21～23 : 【事例18～20】 特別支援学校で活用した事例

事例A～E 「契約」、「お金」など、「社会への扉」の内容別の活用例は、こちら

- P.24～27 : 【事例A】 「消費者が主役の社会へ」の活用事例
P.28～39 : 【事例B】 「契約について理解しよう！」の活用事例
P.40～44 : 【事例C】 「お金について理解しよう！」の活用事例
P.45～46 : 【事例D】 「消費生活センターについて知ろう！」の活用事例
P.47～51 : 【事例E】 「あなたの行動が社会を変える！」の活用事例

おわりに

P.52～54

参考資料

各授業で使用了ワークシートは、こちら

P.1～39



高校生向け消費者教育教材「社会への扉」とは？

「社会への扉」は、近い将来、成人として消費生活を送る上で、最低限必要な「契約」、「お金」、「暮らしの安全」に関する知識を習得し、消費者トラブルに遭ったときは消費生活センターに相談できる等、適切な行動に結び付けられる実践的な能力を育むことを目的としています。

成年年齢引下げに向けた動きを踏まえ、消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）の目的、基本理念を考慮し、消費者庁において、平成29年3月に主に高校生を対象とした消費者教育教材「社会への扉」を作成しました。

平成30年6月13日に民法が改正され、平成34年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなりました。これにより、これまで未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳が保護の対象から外れることになり、消費者被害が拡大するおそれがあります。消費者庁としては、若年者の消費者被害の拡大を防止するため、特に、消費者教育の充実にしっかりと取り組み、自立した消費者を育てることが重要であると考えています。

【参考】「社会への扉」制作・著作 消費者庁（平成29年3月）

※制作当時の肩書きを記載

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁 消費者教育・地方協力課
TEL.03-3507-9149 FAX.03-3507-9259

監修	若年者の消費者教育に関するワーキング・チーム（消費者教育推進会議）		
委員	東 珠実	椋山女学園大学現代マネジメント学部教授	
	曾我部 多美	東村山市立回田小学校校長	
	富岡 秀夫	公益財団法人消費者教育支援センター専務理事	
オブザーバー	市毛 祐子	文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官（家庭科）	
	樋口 雅夫	文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官（公民科）	
作成	公益財団法人消費者教育支援センター 若年者向け消費者教育教材作成会議		
	関谷 雅樹	愛知県立碧南高等学校教諭（公民科）	
	洞澤 美佳	弁護士	
	前野 春枝	千葉県消費者センター消費生活相談員	
協力	茨城県立神栖高等学校 愛知県立津島東高等学校		

「アクションプログラム」について

成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の4省庁が関係局長連絡会議を開催し、平成30年度から3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定しました。同プログラムは、平成32年度までには全都道府県の全ての高等学校等で「社会への扉」を活用した授業が行われることを目指しています。

本活用事例集の目的

消費者行政新未来創造オフィスが平成29年7月に徳島県庁10階に開設されました。同オフィスにおいて、消費者庁は、若年者への消費者教育の推進を図るため、平成29年度から徳島県を実証フィールドとしたモデルプロジェクトを実施しています。平成29年度は、徳島県内の全ての高等学校等で、主に一年生を対象として「社会への扉」を配付し、同教材を活用した授業を徳島県内の高等学校等56校で実施するとともに、そのうち日程調整ができた20校（全日制、定時制、特別支援学校、高等専門学校）について、徳島県と共に授業参観を実施することができました。

本事例集は、授業参観を行ったその20校において、各先生が試行錯誤や工夫の上、実施された授業例を広く全国に紹介することで、各高等学校、特別支援学校等における実践的な消費者教育の取組の参考にしていただくことを目的として作成しました。

「社会への扉」の活用方法は、先生によって教え方が違うように、それぞれの学校で異なり、多種多様であったところ、本事例集は活用方法の一例を示したものといたします。

各高等学校等の実態に応じて「社会への扉」を御活用いただき、本事例集を参考に創意工夫の上、消費者教育の取組をより一層推進いただきますよう、よろしく願いいたします。

最後に本事例集の作成に御協力いただいた高等学校等の皆様に深く感謝申し上げます。